

安倍9条改憲をどうみる

一橋大学名誉教授・「九条の会」世話人 山内 敏弘さん

—安倍首相の提案は自民党改憲草案の中身とも全く違いますね。

安倍首相の提案には、2012年の自民党の改憲草案の国防軍創設・9条2項削除という9条改憲論への一般国民のアレルギーの強さや、公明党の“抵抗”への配慮があります。公明党も容認できる「加憲論」を出して巻き込み、民進党の中にある「加憲」論への一種の“共感”も踏まえ、あわよくば民進党を分断する。また、国民のなかにある“9条は変えないが、自衛隊を認知してもいいのではないか”という雰囲気や安倍首相なりに見て、ストレートな9条2項削除を核とする改憲論をひっこめたものです。

その背後には、改憲右翼団体の「日本会議」の戦略も潜んでいて、安倍首相の任期中になにがなんでも9条を改定したいということです。

—提案の危険をどう見ますか。

憲法への自衛隊明記の第一の危険は、9条2項が残ったとしても、3項に自衛隊が書き込まれれば、結局、2項の「戦力不保持」や「交戦権の否認」の解釈が変更され、「戦力」としての自衛隊が認められることになることです。

自衛隊が仮に3項に明記されるなら、明らかに2項の「戦力不保持」との矛盾は赤裸々になってきます。

この矛盾をどうやって解消していくか。法律の世界では「後法は前法を廃する」という原則があり、あとからつくられた法規範がいわば直近の立役者の意思になるわけです。そうなると2項は条文として残り、法的に効力がなくなるわけではないが、2項を解釈する場合にも3項を優先して2項が再解釈されることになる。

—自衛隊の位置づけはどのように変わるのでしょうか。

自衛隊は、従来の「必要最小限度の実力」（自衛力）ではなく、結局、自衛の戦力として認められることになると思います。3項の自衛隊規定を優先することは、2項の「戦力不保持」の規定の方を限定することになるからです。

自民党の憲法改正推進本部では「従来の政府解釈を1ミリたりとも変更しない」と言っています。さしあたってはそうかもしれませんが、いずれそれは廃棄されるでしょう。だから、安保法制＝戦争法の憲法解釈を認知するのはもちろんですが、そこにとどまらず、自衛隊を戦力として認知する。

具体的には、自衛隊の任務として「自衛権」が書き込まれれば、日本の防衛（個別

的自衛権)だけでなく、集団的自衛権を含むものとされる。仮に、「わが国を防衛するための必要最小限の実力組織」として自衛隊の設置を認めるという条文になったとしても、「自衛権」という言葉を通じて集団的自衛権の行使を認めるものになってくる。

これは安保法制＝戦争法で認められた「存立危機事態」における限定的集団的自衛権の行使だけではなく、フルスペックの、つまり包括的な集団的自衛権の行使にならざるを得ないと思います。

この改憲が実現したときには、専守防衛の枠を踏み超え、それ以上の全面的な集団的自衛権の行使が実現することは間違いないのです。

一 国民生活への影響はどうでしょう。

私が第2に強調したいのは、自衛隊が3項で明記されることで、自衛隊の存在が憲法的な公共性を付与されることから生じる波及効果の大きさです。これまでは憲法が軍事的価値を全く認めなかった。そのため違憲とされたことが認められるようになり、保有できる戦力の拡大や徴兵制の導入など、国民生活にも大変な影響が出てくるということです。

たとえば従来の政府解釈では、他国に対して侵略的な脅威を与えるような兵器は保有できないとされ、長距離戦略爆撃機や攻撃型空母は持てなかった。しかし、その枠が撤廃され、核兵器についても無制限な保有が可能になる。

徴兵制、徴用の問題では、従来の政府解釈では公共の福祉に合致しないから、徴兵制は違憲だとされました。しかし、自衛隊が憲法に書き込まれたら、自衛隊のための役務は公共的な役務になり、そのために国民が徴兵、あるいは徴用という形で協力することが公共的な役務になってくるでしょう。

さらに軍事的な土地の接收・収用が可能になる。基地の騒音・振動による被害は我慢せよということになり、国民生活にダイレクトな影響が出てきます。

一 表現の自由や知る権利にも影響はでますね。

軍事秘密をめぐるのは、現在の憲法のもとでは軍事を認めていないのだから特定秘密保護法が軍事に関する事項を秘密にするのは違憲だといえるのに、自衛隊が憲法に書き込まれて公共性を持てば、自衛隊に関する軍事機密は合憲化されず。南スーダン PKO(国際平和維持活動)の日報についても「秘密」とされ出てこないことになる。

また、特別裁判所を禁止する憲法76条がそのままでは、軍法会議をすでにつくすることはできませんが、自衛隊員の敵前逃亡を、死刑などの極刑で処罰する「軍法」は導入されるでしょう。

財政面でも軍事費に対する制約は取り払われ、社会保障関連予算を圧迫するで

しょう。学問の自由を盾にした「軍事研究は控えるべきだ」という学術会議の決議も危うくされる。軍産学共同が進み、社会全体が軍事化されていくことになるでしょう。

一 全体的な軍事化ですね。

自衛隊を憲法に書くことは、単に自衛隊を認めるという現状維持的なものでは決してありません。国民生活全体に大変革をもたらすものです。

9条は日本国憲法の核心であり、その9条を変え、「軍事による平和」へと根本精神を変えてしまえば、侵略戦争への反省と非戦の誓いを捨て、集団的自衛権の行使と野放図な軍事力の保有という軍事大国化、社会の軍事化と国民の人権に対する軍事による制約をもたらす。このことを明確にして広く国民に訴えていくことが必要です。

一 北朝鮮がミサイル発射と核実験を繰り返し東北アジアでの緊張が激化していますが。

北朝鮮の核開発の根底には「核抑止論」がありますが、しかし、それは北朝鮮にとっても決して有効でないことが明らかになりつつあります。北朝鮮の核開発がアメリカとの核戦争を誘発する危険性を増大させているからです。日本も「核抑止論」の呪縛から脱却して世界の122カ国が賛成した核兵器禁止条約に加盟して、核廃絶の国際世論を高めていくことが今こそ必要です。安倍首相の9条改憲論は、そのような国際的な流れに逆行するものです。

(文責:岐阜・九条の会 吉田 隆)